

【パソコンの貸与について】

経済的理由により、パソコンを用意することが困難な場合には、大学からパソコンを半年間貸与します。
貸与は、学費負担者の収入が一定の基準を満たす方に対して行います。

手続き方法は、以下のとおりです。

- ① 「パソコン貸与申請書兼借用書」をICT基盤センターへ提出（3月）
- ② 大学から許可・不許可の連絡あり（3月下旬）
- ③ パソコンを大学から貸与（ICT基盤センター窓口で受け取り）
- ④ 貸与期限である9月末までに返却

（貸与パソコンが必要なくなった場合には、ただちに返却してください。）

パソコン貸し出しまでの流れ

